

改正案		現 行	
目 次	ページ	目 次	ページ
第 1 から第 2 略		第 1 から第 2 略	
第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標		第 3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標	
【個別経営体】	10	【個別経営体】	10
【組織経営体】	11	【組織経営体】	11
第 3 第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項			
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	12		
2 市が主体的に行う取組	12		
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	13		
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	13		
第 4 効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項		第 4 効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の利用関係の改善に関する事項	
1 効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標	14	1 効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標	12
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	15	2 農用地の利用関係の改善に関する事項	12
第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項		第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	
1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	16	1 利用権設定等促進事業に関する事項	14
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	17	2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	21
3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	20	3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	24
		4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	25
		5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保の目標を達成するための取組	25
		6 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業の実施に関する事項	26
第 6 農地中間管理機構の特例事業の実施に関する事項	21	第 6 農地中間管理機構の特例事業の実施に関する事項	27
第 7 その他	21	第 7 その他	27
		別紙 1（第 5 の 1（1）⑥関係）	28
		別紙 2（第 5 の 1（2）関係）	29